

令和5年5月12日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部改正並びに関係告示案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年2月8日から令和5年3月9日まで、「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部改正並びに関係告示案」に関する意見の募集を行いましたところ、計53件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>受検要件の今回の案への変更は反対。 自主判断による部分が多くあるべきだと思うが、国家資格取得の要件として、特定の学科の単位を取得したことが受検要件ではなくなることは、門戸を開き、例えば文系の学部へ属する学生が学部在籍中に受験できることとなる。あえて入るのが難しく、在学中も忙しい理系の学部・学科に入学する優秀な学生の人数が減り、国益となりうる優秀な理系の人材を減らすことにならないか。</p>	<p>受検資格要件が学生の学科選択に及ぼす影響の有無は必ずしも明らかではありませんが、技術検定は、従来より特定の学科の単位の取得を必須とはしておりません。</p>
2	<p>技術検定試験の受験資格の見直しにおける、各級の一次の受検資格および二次の実務経験年数について、「特定学科を卒業した者」、「それ以外の卒業生」において受験資格の差異が無くなり、普通科高校生や建設系以外の大学生にも受験機会が与えられ、担い手確保において大変良い改正だと考える。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
3	<p>指定学科である高校・短大・専門学校・大学等を卒業した者に対する第二次検定に対して、第一次検定のような一部免除制度や実務経験の短縮等がなければ指定学科への進学者が減るのではないかと危惧している。建設業界への入職者を増やす目的で入り口を広げるのは理解できるが、指定学科で勉強してきた者としていない者が技術者として一番重要な第二次検定が同じ条件では知識の習得度合いに違いがあるのではないか。</p>	<p>受検資格要件が学生の学科選択に及ぼす影響の有無は必ずしも明らかではありませんが、今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。このため、第二次検定の受検には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。</p>
4	<p>一級建築士を有効活用すべきだと考える。一級建築施工管理技士の受験資格を安易に緩和すれば、施工不良や欠陥建築物が増えて社会不安が増大するだけであり、人手不足だからという理由で素人建築技術者を安直に増やすのではなく、既存の国家資格者を流用すれば事足りるはずである。 19歳以上なら建築学の学歴も実務経験も無い者でも受験出来る緩和政策は、消費者目線からすれば改悪の何物でもなく、数年後・数十</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた技術検定受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。 また、今回の改正においても、施工管理技士として監理技術者等となるためには、技術検定の第二次検定に合格する必要がある</p>

	<p>年後に欠陥建築物問題が社会を騒がすのは想像に難くない。</p>	<p>り、そのためには一定の実務経験を必要としております。</p>
5	<p>「二級の第二次検定に合格した後に一級の第一次検定に合格した者」とありますが、二級の第二次検定について、【二級の第二次検定】の第2項に記載されたケースでは、二級の第二次検定合格前に一級の第一次検定を合格しているケースも想定されることから、【一級の第二次検定】については、「二級の第二次検定に合格し、かつ、一級の第一次検定に合格した者」とすることを要望する。</p>	<p>一級第一次検定合格後、一定の実務経験を有する者は、二級の検定の可否に関わらず、一級第二次検定受検資格を有することとなります。</p>
6	<p>電気種目の一級第二次検定の受検資格に「第1種電気工事士」免許の保有を必須としたうえで実務経験を設けたことに賛同する。また、一級電気第二次検定の受検資格についても同様に賛同する。</p> <p>これらは、不正受験の抑止、不良不適格業者の排除につながる、きわめて有益な策だと考える。</p>	<p>今回の改正は「第1種電気工事士」免許の保有を必須とはしていませんが、不正受験の抑止等については引き続き適切に取り組んでまいります。</p>
7	<p>一級二次検定の受検資格の実務経験年数を減じていただきたい。</p>	<p>今回の改正においては、これまでの受検資格との均衡を図ることとしております。</p> <p>さらなる実務経験年数の短縮については、改正後の実態を検証した上で改めて検討する必要があるとございます。</p>
8	<p>現行の資格要件である大学卒業の指定学科について、理数系卒業者は実務経験を「3年」に緩和していただきたい。</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。</p> <p>このため、学歴に応じた受検資格要件は設けないこととしております。</p>
9	<p>大卒指定学科はこれまで卒業後最短3年で技術検定の受検資格を得ることができたが、改正により卒業後1年目に第一次検定を受検しその後3年の実務経験を経て第二次検定を受けると実質4年を要するため、大卒以上にとっては、改正のメリットがない。大卒（特に院卒）の実務経験の期間短縮が必要と考える。</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としています。このため、学歴に応じた受検資格要件は設けないこととしております。</p> <p>なお、条件が異なるため単純比較はできませんが、従来の指定学科の大学卒業者が実質的に最短で一級の施工管理技士となるこ</p>

		とができるのは、制度改正前後ともに、概ね卒業の約4年後となると承知しております。
10	<p>今回の改正では、大学、専門学校の「高度専門士」等の実務経験年数が現行の指定学科卒業者の年数より長くなっているため、資格取得の年齢が高くなり、若手技術者の創生という考えからいくと改悪となっている。そのため、以下の受験資格を残していただきたい。</p> <p>【一級の二次検定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、専門学校の「高度専門士」の指定学科卒業者を現行の実務経験3年以上 <p>【二級の二次検定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、専門学校の「高度専門士」の指定学科卒業者を現行の実務経験1年以上 ・短期大学、高等専門学校（5年制）、専門学校の「専門士」の指定学科卒業者を現行の実務経験2年以上 	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受験資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受験資格要件とすることを基本としています。このため、学歴に応じた受験資格要件は設けないこととしております。</p> <p>なお、条件が異なるため単純比較はできませんが、従来の指定学科の大学等卒業者が実質的に最短で一級の施工管理技士となることができるのは、現行制度においても改正後においても、概ね卒業の約4年後となると承知しております。</p>
11	<p>大学院生は卒業してから3年の実務経験を積むと、第二次検定受験時には27歳になってしまう。若手技術者が活躍できる機会をさらに増やすために、指定学科を専攻した院卒生については在学期間を実務経験期間としてカウントしていただきたい。例えば2年で卒業した場合はプラス1年の実務経験で3年の実務を実施したと認めていただきたい。</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受験資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受験資格要件とすることを基本としております。このため、学歴に応じた受験資格要件は設けないこととしております。</p>
12	<p>指定学科以外の学卒者（例 普通科）が、入社後研修を経て、半年後には、施工管理（補助）の経験を積ませることと実務経験値を積み上げることが目的として、技術検定試験を受けていない時期からの施工管理経験（例 担当技術者、現場代理人（補助あり）など）については、実務経験として見てもらえないということでしょうか。</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受験資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受験資格要件とすることを基本としております。このため、第二次検定の受験には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。</p>
13	<p>受験資格要件について、一級二次検定について、一級一次検定合格および実務経験1年以上としていただきたい。</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受験資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受験資格要件とすることを基本としております。</p>

		このため、第二次検定の受検には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。
14	この制度が施行された場合、たとえ第一次検定で合格しても、そこから5年の実務経験がネックになり、一級取得が現実的に難しくなってしまう。そのため、第一次検定合格後の5年ではなく、実務経験5年であれば続けて受検できる者も多いため、このようにしていただきたい。	今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。 このため、第二次検定の受検には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。
15	「第一次検定合格“後”の実務経験を・・・実務経験として評価する」と記載されているが、一次検定合格“前”の実務経験も対象にしたい。 若手技術者が少しでも早く主任技術者や監理技術者として活躍できる環境を整備していただきたい。	今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。 このため、第二次検定の受検には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。
16	第一次検定の受検時点で実務経験年数を問わず、門戸を広げていただいたことはありがたい。しかし、すでに相当程度の実務経験を積んだ未受検者に対して、第一次検定合格『後』の実務経験しか認めないことは、検定合格の前後で実務経験を差別することとなることから、担い手確保・育成の観点から合理的ではないと考える。また、未受検者の受検意欲を削ぐことも予想される。 このため、未受検者が検定受検までの業務の中で、監理技術者又は主任技術者の指導の下で業務の経験を積むことを通じて、基礎的な知識及び能力を身に付けて業務を行ってきた貴重な実務経験についても受検の要件として認めていただき、受検前後にかかわらず、「受検しようとする第二次検定と同検定種目に関し実務経験〇年以上」とすることを要望する。	今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。 このため、第二次検定の受検には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。
17	現状では、第一種電気工事士試験合格後に実務経験を積んで第一種電気工事士免状の交付を受けた者については「実務経験年数は問わず」受検可能ですが、改正案においては「第	今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する

	<p>一種電気工事試験合格後、電気工事施工管理に関し5年以上の実務経験を有する者」もしくは「・・・合格後、特定実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者」となっており、受検要件が厳しくなっている。同様に、現状は電気主任技術者免状を受けた者についても「交付後ではなく通算の実務経験年数として1年以上」ですが、改正案においては「一次試験に合格した後電気工事施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者」となっており、受検要件が厳しくなっている。このため、両資格ともに、免状を受けたものについては、現状と同様の要件となるよう見直しを要望する。</p>	<p>一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。このため、他試験合格者などに対する追加的要件においても、第二次検定の受検には、各試験合格後に一定の実務経験が必要としております。</p> <p>なお、条件が異なるため単純比較はできませんが、第一種電気工事士免状の交付を受けるのに必要な実務経験の期間を考慮すると、制度改正前後とも、一種電気工事士試験合格者が1級電気種目の第二次検定を受検できるまでの期間は概ね同じであると承知しております。</p>
18	<p>第二次検定の受検資格について、第一次検定合格前の実務経験は認められないのか。</p>	<p>今回の改正においては、従来の学歴に応じた受検資格の設定を見直し、基礎的な知識及び能力を有した上での施工管理に関する一定の実務経験を第二次検定の受検資格要件とすることを基本としております。</p> <p>このため、第二次検定の受検には、第一次検定合格後に一定の実務経験が必要としております。</p>
19	<p>一級建築士試験合格後は建築工事においては監理技術者としての実務を積むことが可能であり、監理技術者としての実務は監理技術者補佐としての実務と同等かそれ以上の経験を積むことが可能と思われるため、一級建築士試験合格後”監理技術者としての実務経験1年以上”を満たす者も建築施工管理の一級の第二次検定受検を可として良いのではないのか。</p>	<p>監理技術者補佐としての経験は、監理技術者の指導の下で工事に専任した経験であり、自ら監理技術者としての経験を積むこととは異なるものと位置付けております。</p> <p>なお、ご意見のような事例踏まえ、特定実務経験には、自ら監理技術者として従事した場合も含むことといたします。</p>
20	<p>発注者支援業務のうち監督支援業務を受託していますが監督支援業務の経験は、「令和5年度第二次検定受験の手引き」の実務経験として認められる従事した立場に記載があるように「施工監督（発注者の立場での工事監理業務（発注者側監督員）」として、今まで通り実務経験に含まれると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>発注者側技術者としての経験も受検資格における実務経験として取り扱う予定です。</p>
21	<p>監督支援業務の実務経験年数についても大卒・高卒に関わらず「一級の第一次検定に</p>	<p>監督支援業務についても、他の実務経験と同様の扱いとなります。</p>

	合格した後同検定種目に関し実務経験5年以上」及び「二級の第一次検定に合格した後、同検定種目に関し実務経験3年以上」に変更されると理解してよろしいのでしょうか。	
22	「免除を受けることができる者」での「…大学に平成6年度以降に入学し…卒業した者」について、5年先ではなく、現在在学中の学生にも適用し、「令和6年度以降に卒業する者」としていただきたい。	現在の在学者はすでに一定の教育課程にあり、一部免除の適用条件を満たすためにカリキュラム変更が行われるなどの混乱を避ける必要があること、また、多くの場合、経過措置の適用を受けられることから、一部免除の適用者を「令和6年度以降に入学した者」としております。
23	高等専門学校は二級の施工に関する免除となっていますが、大学と同レベルの内容の学科を実施しており、一級についても免除とすべきではないか。	高等専門学校において専攻科の課程を修了し、大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された場合は、大学を卒業した場合と同様の扱いとなります。
24	「大学で土木工学を専攻とする学科を修めて卒業した者」については、二級の第一次試験を免除していただきたい。	各種目の第一次検定には、施工管理法など通常の大学において履修しない内容が含まれるため、免除の対象を検定の一部としております。
25	「…大学に平成6年度以降に入学し、…大学院に入学した者」の規定を「大学院を卒業した者」に変更し、「一級の一次試験を免除する」などとしていただきたい。	大学院において履修する内容は個別性が強く、一律に大学院修了者を評価することは困難であるため、検定の免除対象としておりません。
26	第一次検定の一部免除を受けることができる者は、土木工学および建築学の専攻分野の習得に係る内容のみになっている。電気および電気通信においても大学等にて専攻分野の学校教育が確立されていることから、同様に一部免除を受けることができるように免除範囲を設定していただきたい。	電気工学や電気通信工学等は、建設業との関連性において濃淡のある内容を包含する学問分野であり、建設業法に基づく技術検定において試験の一部免除を受けることができる学科等の条件の設定には一定の議論が必要であるため、現時点では対象としておりません。
27	一部免除を受けることができる者及びその範囲について、土木・建築のみ制度が制定となっていますが、それ以外の検定種目についても、担い手確保の観点及び不公平解消の観点から、現行制度における指定学科制度のように、必要な知識を修得できる学部・学科を対象に、優遇措置を受けることができる範囲を広く設けていただくことを要望します。	電気工学や電気通信工学等は、建設業との関連性において濃淡のある内容を包含する学問分野であり、建設業法に基づく技術検定において試験の一部免除を受けることができる学科等の条件の設定には一定の議論が必要であるため、現時点では対象としておりません。
28	第一次検定免除に該当する学校・学科は、提示されるのか。また、第一次検定受検申請時の添付資料としては、成績表を提出するの	一部免除の取り扱いに関する運用の詳細は未定ですが、あらかじめ示された一定の条件に合致することを学校が事前に証明して

	か。	いる場合を対象とし、受検者からはその学校・学科の卒業証明書を提出頂く予定です。
29	一級建築士の「監理技術者として業務が可能な職種」を一級建築施工管理技士と同等に拡大すれば、人材(建築技術者)の流動化が促され人手不足解消にも貢献出来るのではないか。	頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。
30	電気種目では、第一種電気工事士免状の交付を受けた者は、施工管理業務の実務経験無しで一級の施工管理技術検定を第二次検定まで受検することが可能である。このため、電気工事士試験合格を用いた受験資格を直ちに廃止するべきと考える。	現在の受検資格については、受検予定者等への影響を考慮し、経過措置を設けることとしています。
31	資格を取得してから何年の実務経験証明書の提出とすれば、人材も確保されるのではないのでしょうか。	技術検定の合格後に実務経験を積むことにより資格を認める制度については、検定とは別の認定事務が必要となること等のデメリットもあることから、現時点で実施する予定はありません。
32	今後、担い手確保・育成の実効性を更に担保するために、実務経験については出来る限り受検資格ではなく当該資格の登録要件等とするなど受検機会拡大による更なる担い手確保を促進し、例えば登録にかかる実務経験期間を育成と捉えるなど、後の育成等に重点を置くことで建設産業全体の担い手にかかる課題の解消に寄与すべきものと考えます。	技術検定の合格後に実務経験を積むことにより資格を認める制度については、検定とは別の認定事務が必要となること等のデメリットもあることから、現時点で実施する予定はございません。
33	機械器具設置工事業もほかの業種と同様に技術検定の合格をもって主任技術者資格を有することができるようにしていただきたい。現行の制度ではハードルが高いため資格取得が困難であり、技術者不足による不調不落の要因になっているのではないか。	技術検定種目の新設については、技術者数の推移等を踏まえ検討を行う必要がありますが、頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。
34	特定実務経験について 「監理技術者・主任技術者*1（当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る*2）の指導の下、または自ら主任技術者*3として請負工事の施工管理を行った経験」について、 ①*1,*3：この主任技術者は専門技術者と捉えてよいか？ ②*1,*2：一般建設業の営業所専任技術者と	①主任技術者とは、建設業法第26条第1項の規定により現場に配置された主任技術者を指します。 ②当該業種に関し、建設業法第27条の18により監理技術者資格者証の交付を受けた者が主任技術者となる場合に限るため、監理技術者資格を有しない者の場合は対象となりません。

	<p>なり得る国家資格等（監理技術者は含めない）で認められた主任技術者は対象外となるのか？</p> <p>③*3：特定・一般建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等で認められた主任技術者と捉えてよいか？</p>	<p>③主任技術者とは、建設業法第26条第1項の規定により現場に配置された主任技術者を指します。</p>
35	<p>複数資格が対応する業種については、同じ経験を種目間で重複して計上可能とのことであるが、これは二級の土木施工管理と建築施工管理のことと捉えてよいか。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、二級の種別間においても、対象となる業種が重複する場合は、双方の実務経験として取り扱うこととする予定です。</p>
36	<p>専任を問われない工事の主任技術者や、専任性を問われない実務経験（現場代理人や施工係等）に関して、別工種の工事に限り実務経験の重複を認めた方が良いのではないか。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、同時期の実務経験についてはその業務比率に応じた按分も可能とする予定です。</p>
37	<p>一定の金額以下であれば主任技術者の兼務は認められているが、その兼務した実務経験が期間の重複のため認められないのは矛盾していないか。兼務した証拠（コリンズ等）があれば、その従事期間は工種ごとに実務経験として認めるべきと考える。かつ、同工種の重複は従来通り不可とすれば期間以上の実務経験は発生することはない。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、同時期の実務経験についてはその業務比率に応じた按分も可能とする予定です。</p>
38	<p>一級の第二次検定資格の実務経験に関し、その工事の具体的な内容は、旧受験資格要件と同様にすべきではないか。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、現状の運用を改め合理化を図る予定です。</p>
39	<p>新受験資格における実務経験の証明方法について、証明書の作成は、「会社ごと」と捉えてよいか。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、同じ社内であっても証明を行うことのできる者が異なる場合、それぞれの証明が必要となる予定です。</p>
40	<p>実務経験証明書の証明者氏名は社長でなくてもよいか。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、代表者に代わり証明を行うことができるのは、その権限を分掌する部署長等に限る予定です。</p>
41	<p>監督支援業務の実務経験が該当する場合は、実務経験の証明方法について発注者からの証明で足りると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>受検資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、工事監理業務等の受注者の従業員につ</p>

		いては、その業務受注者の代表者による証明を求める予定です。
42	現状の実務経験証明方法を維持していただきたい。	受験資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、現状の運用を改め合理化を図る予定です。
43	実務経験の証明方法について、CORINSの登録者の実績は証明者によらず認める事としていただきたい。	受験資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、CORINSによる実務経験の証明にはその印字物等の提出を必要とする予定です。
44	建設業法26条の2に定める技術上の管理をつかさどるものを置いた場合の実務経験としては、専門技術者を置いて従事した期間が実務経験として申請できると解釈するが、実務経験申請での不正受験を防止するため、実務経験を証明する対象の基準を明確に示したうえで運用いただきたい。	受験資格に関する実務経験の取り扱いの運用の詳細は未定ですが、現時点においては、請負金額や専任に関する規定は特段設けない予定です。
45	担い手不足を解消すべく技術検定の受験資格を柔軟に見直すことに賛同する。 デジタル技術を活用することで、熟練技術者のスキルや、会社のバックアップも受けやすい環境になってきたので、実態を踏まえて可能なかぎり技術検定のハードルを下げることで建設業界の人材確保を実現していただきたい。一方で、主任技術者および監理技術者として求められるスキルも時代の変化に応じて変わってきている。ITスキル（エクセル、ワード含む）なども検定の課題に含めてもよいと考える。	頂いたご意見は、今後の検討に当たっての参考にさせていただきます。
46	現在、合格者はインターネットでも公開されていますが、受験番号の単純な羅列のみです。検索性が極めて悪く、例えば以下のような改善を求めます。EXCELやCSVでの公開、検索窓を設ける、など	頂いたご意見は、今後の検討に当たっての参考にさせていただきます。
47	現在、受験には、特定機関から郵送で申請書を購入し、用紙に手書きしなければなりません。Web上で申し込みを可能にするなど、受験時の手間を減らすことが可能な施策を要請します。また、受験区分毎に申請書も異なりますが、共通化を希望します。 これまでも受験区分は相当に複雑な条件とな	頂いたご意見は、今後の検討に当たっての参考にさせていただきます。

	<p>っており、受検社目線での更なる簡素化を望みます。特に、受検者から見た時、自分がどの区分に入り、準備が必要なものが何か、が一目でわかる仕組み（WEB上で条件を入れると必要な情報が出力されるなど）の構築を要望します。</p>	
48	<p>実務経験を積むために遠隔地の現場で従事する技術者が多くいると思われる。オンラインでの受検も可能にしていきたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討に当たっての参考にさせていただきます。</p>
49	<p>受検要件が複雑化しており、受検資格の有無（受検者がどの条件に合致しているのか）の確認が困難となる恐れもあることから、例えば、図示化や番号付与等の工夫等により、受検要件の明瞭化をしていただきたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の検討に当たっての参考にさせていただきます。</p>
50	<p>「2. (6) 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和」について、対象が「一級・二級とも、二次検定合格後の実務経験を有する者」となっているが、合格前の実務経験は認められないのか。</p>	<p>この規定は、特定の検定の合格者を、建設業法施行規則第1条に掲げる学科を卒業した者と同様に扱うものであるため、合格後の実務経験が必要となります。</p>
51	<p>受検資格における実務経験の条件の新設以外に、技術検定試験のない監理技術者の資格者確保の観点から、技術検定試験のない付帯工事の業種について、専門技術者の下で従事した実務経験を「実務経験による監理技術者の資格取得要件」の実務経験期間としてカウントできることとしていただきたい。</p>	<p>監理技術者等は、できる限り公的資格保有者の配置を推進していくことが望ましいとされていることから、実務経験のみの資格保有の要件拡大については慎重な検討が必要と考えております。</p>
52	<p>「一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和」のなお書き部分について、同文章の下の表には、指定建設業に関する検定種目が記載されていますので、本要件緩和は検定種目のある指定建設業及び電気通信工事を対象としたものと認識しますが、記載されている文章では、指定建設業と電気通信工事業「以外」の建設業となっており、指定建設業も電気通信工事業も、本要件緩和の対象外のように見えます。</p> <p>このため、本要件緩和の対象は、土木・造園、建築、電気、管の各工事であることがわかるような記載としていただくことを要望します。また併せて、電気通信工事だけ対象から除外されるのも不公平と思われるため、電</p>	<p>この規定は、建設業法施行規則第7条の3に規定する検定の合格により技術者要件が認められる業種ではなく、建設業法施行規則第1条に掲げる学科に対応する業種に関するものです。</p> <p>今回の改定では、指定建設業等については、技術検定等の合格により配置技術者資格を認めるべきものとして対象から除外しております。</p>

	<p>気通信工事についても対象に含めていただくことを要望します。</p>	
53	<p>電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報に係る表示の方法および（８）電磁的方法により作成された施工体制台帳等の紙面表示義務の緩和について、内容は大いに賛成です。</p> <p>しかし表示に際し、各地方公共団体でデータ管理に明るくない人間による指定様式が設けられてしまい、紙面での見栄えなどを前提とした様式となってしまうのは、印刷するしない程度の手間の違いしかなくなってしまう施工管理業務の負担軽減につながらないため、Excelでのテーブル機能やデータベースでの出力などに堪えるような、紙面ではなくデータとしての管理、入力のしやすさを基準にした様式にする、あるいは必要なデータが記載されていることを前提として、各業者の管理しやすい方法での様式が認められるような記載ないし施行令を国の方から出していただきたい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。